

広報ふたば



【表紙写真】

双葉町産業交流センターが
待望のオープン！



令和元年度

一般会計決算報告

令和元年度の一般会計の決算額は、歳入総額301億694万5千円（前年度比38.1%増）、歳出総額286億5,514万4千円（前年度比38.3%増）となりました。

歳入から歳出を差し引いた形式収支は14億5,180万1千円となり、翌年度（令和2年度）に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は12億5,328万7千円の黒字となりました。

歳入 301億694万5千円（前年度比38.1%増）

【歳入決算の内訳】

（単位：千円・%）

区 分	令和元年度		平成30年度		増 減	
	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	決算額	増減率
自 主 財 源	11,231,618	37.3	7,402,043	34.0	3,829,575	51.7
町 税	1,149,729	3.8	1,097,704	5.1	52,025	4.7
分 担 金 及 び 負 担 金	8	—	7	—	1	14.3
使 用 料 及 び 手 数 料	10,318	—	21,730	0.1	△11,412	△52.5
財 産 収 入	294,911	1.0	154,907	0.7	140,004	90.4
寄 附 金	25,655	0.1	7,176	—	18,479	257.5
※1 繰 入 金	8,421,921	28.0	5,291,119	24.3	3,130,802	59.2
繰 越 金	1,081,608	3.6	740,931	3.4	340,677	46.0
諸 収 入	247,468	0.8	88,469	0.4	158,999	179.7
依 存 財 源	18,875,327	62.7	14,394,938	66.0	4,480,389	31.1
地 方 譲 与 税	41,126	0.1	40,171	0.2	955	2.4
利 子 割 交 付 金	215	—	493	—	△278	△56.4
配 当 割 交 付 金	1,010	—	877	—	133	15.2
株式等譲渡所得割交付金	476	—	683	—	△207	△30.3
地方消費税交付金	107,242	0.4	110,175	0.5	△2,933	△2.7
自動車取得税交付金	4,463	—	8,976	—	△4,513	△50.3
環境性能割交付金	1,400	—	—	—	皆増	—
地方特例交付金	2,650	—	1,769	—	881	49.8
※2 地 方 交 付 税	4,623,219	15.4	2,910,862	13.4	1,712,357	58.8
交通安全対策特別交付金	—	—	—	—	—	—
※3 国 庫 支 出 金	10,628,201	35.3	9,208,710	42.2	1,419,491	15.4
※4 県 支 出 金	3,465,325	11.5	2,112,222	9.7	1,353,103	64.1
町 債	—	—	—	—	—	—
歳 入 合 計	30,106,945	100.0	21,796,981	100.0	8,309,964	38.1

※1 各種基金等から繰り入れるお金 ※2 一定水準の行政サービスを提供するために国から交付されるお金（東日本大震災復興特別交付税を含む） ※3 特定の目的のために国から交付されるお金 ※4 特定の目的のために県から交付されるお金

歳出 286億5,514万4千円（前年度比38.3%増）

【目的別決算の内訳】

（単位：千円・%）

区 分	令和元年度		平成30年度		増 減	
	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	決算額	増減率
議 会 費	58,506	0.2	58,796	0.3	△290	△0.5
総 務 費	7,853,606	27.4	5,182,623	25.0	2,670,983	51.5
民 生 費	2,288,275	8.0	2,779,523	13.4	△491,248	△17.7
衛 生 費	539,680	1.9	920,034	4.5	△380,354	△41.3
労 働 費	3	—	4	—	△1	△25.0
農 林 水 産 業 費	129,148	0.5	80,476	0.4	48,672	60.5
商 工 費	65,490	0.2	66,284	0.3	△794	△1.2
土 木 費	3,873,462	13.5	2,112,972	10.2	1,760,490	83.3
消 防 費	163,093	0.6	185,925	0.9	△22,832	△12.3
教 育 費	308,988	1.1	323,031	1.6	△14,043	△4.3
災 害 復 旧 費	398,831	1.4	210,181	1.0	188,650	89.8
公 債 費	213,916	0.7	230,960	1.1	△17,044	△7.4
諸 支 出 金	12,762,146	44.5	8,564,564	41.3	4,197,582	49.0
歳 出 合 計	28,655,144	100.0	20,715,373	100.0	7,939,771	38.3

令和元年度 一般会計の主な事業と決算額

■ 総務費

- ・復興まちづくり実施計画等策定事業 2,673万円
- ・企業誘致推進事業 1,844万7千円
- ・中野地区復興産業拠点整備事業 27億9,381万9千円
- ・産業交流センター整備事業（前年度繰越分含む） 6億816万円
- ・双葉駅西地区住宅団地等整備事業（前年度繰越分含む） 38億522万3千円
- ・帰町計画策定調査事業 3,999万6千円

■ 民生費

- ・国民健康保険特別会計繰出金 9,150万6千円
- ・介護保険特別会計繰出金 1億4,427万8千円
- ・福島県後期高齢者医療広域連合負担金 8,257万6千円
- ・ＩＣＴきずな支援システム事業 1億3,038万7千円
- ・町内防犯・防災パトロール事業 2億6,704万1千円
- ・復興支援員事業 6,527万9千円
- ・中間貯蔵施設整備等影響緩和補助金事業 7億4,210万5千円
- ・双葉町次世代支援補助金 2,075万円

■ 衛生費

- ・中間貯蔵施設に関する地権者支援事業 2億666万3千円
- ・双葉地方水道企業団負担金 1億3,385万8千円

■ 農林水産業費

- ・営農再開ビジョン策定事業 1,081万3千円
- ・新規参入・就農促進等調査事業 1,185万1千円
- ・営農再開支援事業補助金 389万7千円
- ・避難農業者経営再開支援事業補助金 636万円

■ 商工費

- ・双葉町商工会振興補助金 1,022万円
- ・双葉町観光復興再生事業費補助金 663万3千円

■ 土木費

- ・公共下水道事業特別会計繰出金 4億4,878万7千円
- ・双葉インターチェンジ整備事業（前年度繰越分含む） 30億5,136万9千円
- ・中田・観音堂線整備事業 1億1,697万9千円
- ・前田・長塚線整備事業 2,778万4千円

■ 消防費

- ・双葉町地域防災計画等策定事業 698万5千円
- ・双葉地方広域市町村圏組合負担金 1億1,661万2千円

■ 教育費

- ・仮設校舎等管理運営事業 9,910万円
- ・要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業 3,009万4千円

■ 災害復旧費

- ・公共土木施設災害復旧事業 3億9,782万1千円

■ 諸支出金

- ・財政調整基金積立金 3億8,544万1千円
- ・公共施設整備基金積立金 7億8,952万9千円
- ・東日本大震災復興基金積立金 20億7,490万5千円
- ・福島再生加速化交付金基金積立金 84億8,768万2千円

令和元年度決算における主な財政指標等

■ 地方債と基金現在高

地方債現在高

会計区分	元年度末現在高
一般会計	18億1,680万2千円
公有林整備事業特別会計	787万円
公共下水道事業特別会計	8億5,629万6千円
合 計	26億8,096万8千円

基金現在高（一般会計）

基金の種別		元年度末現在高
積立基金	財政調整基金	31億2,393万9千円
	減債基金	66万7千円
	その他の特定目的基金	658億6,472万9千円
	小 計	689億8,933万5千円
定額運用基金	土地開発基金	2億2,070万円
	災害援護特別資金貸付基金	5,000万円
	その他の定額運用基金	1億589万円
	小 計	3億7,659万円
合 計		693億6,592万5千円

■ 主な財政指標

◎ 財政力指数 0.72（3カ年平均）

◎ 経常収支比率 80.5%

* 財政力指数

普通交付税の基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た過去3カ年の平均値で、「1」に近くあるいは「1」を超えるほど財源に余裕があるとされています。

* 経常収支比率

人件費、扶助費、公債費などの経常的経費に、地方税、地方交付税などの一般財源がどの程度充当されたかをみる指標で、この比率が低いほど、財政構造に弾力があるとされています。

特別会計歳入歳出決算の状況

■ 特別会計とは、特定の事業を行う場合に一般会計と区別して経理する会計で、双葉町には以下の会計があります。

会 計 名	歳 入	歳 出	差 引
国民健康保険	13億5,596万8千円	13億3,177万2千円	2,419万6千円
公有林整備事業	346万4千円	346万4千円	—
公共下水道事業	15億3,645万8千円	14億5,604万1千円	8,041万7千円
介護保険	12億5,896万2千円	10億7,614万3千円	1億8,281万9千円
後期高齢者医療	2,643万7千円	2,563万6千円	801千円

健全化判断比率及び資金不足比率について報告

令和元年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び資金不足比率は、次のとおりです。

1. 健全化判断比率

(単位：％)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率		将来負担比率
			3カ年平均	単年度	
令和元年度	—	—	6.9	4.88078	—
平成30年度	—	—	7.7	7.42572	—
比率の増減	—	—	▲ 0.8	▲ 2.54494	—

※表中において、実質赤字額、連結実質赤字額がなく、将来負担比率が算定されないため「—」と表示しています。

〔参考〕

(単位：％)

早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

2. 資金不足比率

(単位：％)

区 分	資金不足比率
	公共下水道事業特別会計
令和元年度	—
平成30年度	—
比率の増減	—

※表中において、資金不足額がないため「—」と表示しています。

健全化判断比率及び資金不足比率とは

平成19年度に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、地方公共団体の財政の健全化を示すために定められた指標です。

双葉町では、「実質公債費比率」が高いことから、平成18年度に「公債費負担適正化計画」をスタートさせ、平成21年度には「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく「財政健全化計画書」を策定し、実質公債費比率の抑制に取り組んできました。比率の推移としては、平成19年度決算の30.1％(3カ年平均)をピークに、平成20年度以降は地方債残高の抑制努力により比率を徐々に引き下げ、平成22年度決算で早期健全化基準(25％)未達の23.7％となり、平成25年度決算では公債費負担適正化計画より1年前倒して、実質公債費比率が18％を下回る17.1％となりました。令和元年度決算では平成30年度決算から0.8％減の6.9％となりました。

用語の説明

- * 実質赤字比率** 普通会計(一般会計と公有林整備事業特別会計)における実質赤字額の標準財政規模(地方公共団体が自由に使える財源の標準的な規模)に対する比率です。
- * 連結実質赤字比率** 町の全会計を対象に実質赤字額(普通会計・国民健康保険特別会計、介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計)・資金不足額(公共下水道事業特別会計)の標準財政規模に対する比率です。
- * 実質公債費比率** 経常的な一般財源に対する普通会計の公債費や公債費に準ずる債務負担行為(請戸川水系県営水利事業負担金等)、公営企業債(公共下水道事業特別会計)への繰出金、一部事務組合(双葉地方広域市町村圏組合、双葉地方水道企業団)への負担金のうち公債費に充てられた一般財源の割合で、過去3カ年の平均を求めたものです。
- * 将来負担比率** 現在かかえている負債が、将来、財政を圧迫する可能性が高いかを示すストック指標で、公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負担の標準財政規模に対する比率です。
- * 資金不足比率** 公営企業会計(公共下水道事業特別会計)の資金の不足額の事業の規模に対する比率です。

祝 双葉町産業交流センター（略称：F-BICC）が開所しました

10月1日、双葉町産業交流センターの貸事務所への入居事業者10社、商業施設への入居事業者4社が参列し、開所式が行われました。

はじめに、伊澤史朗町長が「皆さまのお力添えをいただきながら、この産業交流センターを中心に双葉町に賑わいを生み出し、双葉町の未来を、皆さまと共に創り上げていく決意です」とあいさつし、佐々木清一町会議長から祝辞を、参列者の皆さまからあいさつをいただきました。

開所と同時に多くの方が来場し、来場者には、町と浅野燃糸（株）が共同開発した吸水・速乾性に優れたタオル「ダキシメテフタバ」とミニ双葉ダルマが贈られました。

1階のフードコートや2階のレストランで歓談する人や、屋上の展望台から町内を望む人が多く見られました。

～ 10月1日 ～



復興大臣が伊澤町長と懇談しました ～ 町いわき事務所 ～

9月30日、平沢勝栄復興大臣が町いわき事務所を訪れ、伊澤史朗町長、佐々木清一町会議長と懇談しました。

伊澤町長は冒頭で要望書を手渡し、懇談の中で特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域の復興・復旧について早期に工程を示すことや、切れ目のない復興・復旧に向けての予算の確保などを強く要望しました。



◀ 要望書の内容はこちらからご覧いただけます。
(スマートフォン・タブレット用QRコード)



実施中

新生児特別定額給付金のご案内

双葉町では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、国の特別定額給付金の基準日後に出生した児童を養育する保護者に給付金を支給しています。

- 対象児童 …… 令和2年4月28日から令和3年3月31日までに出生し、出生時において双葉町の住民基本台帳に登録された児童
- 支給対象者 …… 対象児の保護者（父もしくは母等）
※対象児童を監護し、かつその生計を維持する保護者であって、対象児童の出生時から申請時まで引き続き、双葉町の住民基本台帳に登録されている方
- 支給金額 …… 対象児童1人につき10万円
- 申請期限 …… 出生から40日以内
※令和2年9月30日までに出生した児童については、令和2年10月1日から40日以内

【問い合わせ先】 健康福祉課 福祉介護係 ☎ 0246-84-5205

～教育長メッセージ～

夢と希望のある「学び」へ

日々の冷え込みに加え、冬支度を始めた里山からは季節も変わり目であることが感じられる今日この頃です。今年もあと2カ月となりましたが、今年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、教育総務課で企画していた慣例の行事やイベントも、残念ながらほとんどを中止せざるを得ませんでした。安全・安心を担保するための感染防止対策を協議し、開催について検討しましたが今回は断念するに至りました。子どもたちも学校生活、家庭生活においてコロナ禍の中で様々な活動が制限され、基本的な感染対策を習慣として取り入れる「新しい生活様式」に戸惑いと不自由さを感じながら過ごしていることと思います。さらに心配されることは、これからインフルエンザの流行シーズンがやってくるということです。インフルエンザ予防接種の奨励と今まで以上に感染症対策に心がけ、健康管理には万全を期すようお願いいたします。

町立学校においては、10月24日に、「^{せんたん}梅檀祭」を開催しました。今年は、感染リスクを抑えるため、幼稚園、小学校、中学校の学年で分散させての発表となり、保護者の皆さまについては入れ替えを行い、学習の成果を鑑賞していただくことができました。控室においてはライブ配信により他の学年の発表を鑑賞できるようICT機器を活用しました。

生涯学習でも、町の総合芸能祭などが中止となり残念であります。次回の開催に向け団体はもとより各自において、ぜひ充電期間と考えモチベーションを高めていってほしいと思います。

また、スポーツ分野では、県の各専門部実行委員会の計画により「市町村対抗福島県軟式野球大会」は、9月中旬に開催され、ベスト16という輝かしい戦績でした。また「市町村対抗福島県ソフトボール大会」は、台風により順延となりましたが、選手の皆さんの元気溢れるプレーに観客席から町民の方々が応援をしていました。

『双葉町学校等施設在り方検討委員会』開催

広報ふたば10月号で、ご報告しましたように8月22日、23日の両日、双葉町内の幼稚園、小・中学校において、意向調査により希望された震災当時在園・在学していた園児・児童・生徒と、その保護者の皆さまによる私物取り出しを行いました。9年5カ月という年月が経ってしまったこと、遅くなり申し訳ない気持ちもありますが、大切な思い出を手にも心に返しすることができて大変良かったと思います。

そして、次のステップである双葉町内の学校や施設の今後の在り方を検討する委員会を立ち上げ、10月22日に「第1回双葉町学校等施設在り方検討委員会」をいわき事務所において開催いたしました。設置要綱に基づき、町内外より専門的知見者や関係機関の代表者による11人の委員を委嘱しました。協議内容は

- (1) 双葉町内の既存学校施設等の利用について
- (2) 学校施設としての再開の在り方について
- (3) その他必要な事項

の3つの事項についてです。全体で3回の検討委員会を開催し、令和3年2月には、検討委員会より答申を受け「双葉町総合教育会議」において最終協議してまいります。

双葉町教育委員会教育長 館下 明夫

第14回 市町村対抗 福島県軟式野球大会

59市町村の代表がトーナメント方式で
熱戦を繰り広げました

1回戦と2回戦は伊達市のほばら大泉球場で行われ、9月19日の1回戦では川俣町と対戦しました。2回表に先制されるも、2回裏には三塁打を放つなど打線が繋がり、6点を挙げ、勝利しました。

2回戦は大玉村と対戦し、4回裏に1点先制を許すも、6回表に走本塁打で同点とし、特別延長となり、8回表には、サインプレーなどで6点を追加し、約2時間に渡る激戦を制しました。

3回戦では、福島市のあづま球場で西郷村と対戦し、得点圏まで走者を進められたものの惜敗しました。双葉町チームはベスト16の好成績を収めました。選手のお皆さんお疲れさまでした。



双葉町教育委員の再任

双葉町教育委員として再任されました。



高倉 洋尚さん(新山)
任期
令和2年10月7日
令和6年10月6日
(4年間)



高野 春美さん(下条)
任期
令和2年10月28日
令和6年10月27日
(4年間)

みんなで双葉町チームを応援しよう! 第32回ふくしま駅伝大会

第32回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会が、11月15日(日)に開催されます。

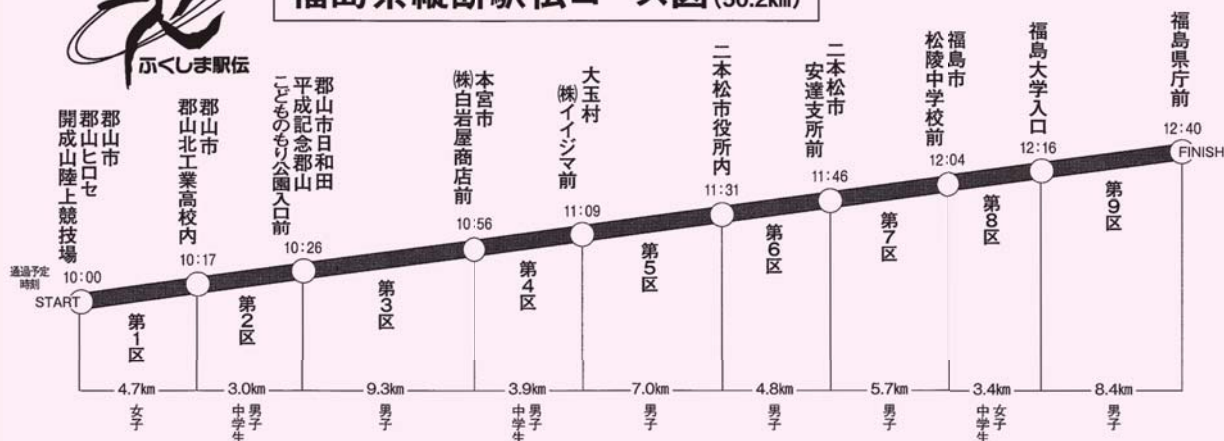
今年度は、新型コロナウイルス感染防止の為、昨年度の16区間、94.8kmから郡山ヒロセ開成山陸上競技場から福島県庁までの9区間、50.2kmと区間を短縮して繰り上げられます。

例年、町民の皆さまに沿道や中継所にてご声援をいただいておりますが、今年度の会場や沿道での応援は、新型コロナウイルス感染拡大防止の為、大会運営側から自粛していただくよう要請が来ておりますのでご協力よろしくお願いします。

監督：白土 直裕 コーチ：吉田 一弘、佐藤 剛(敬称略) ゼッケンNo.は **40** です。



福島県縦断駅伝コース図(50.2km)



健診結果の活用方法

今年の健診は受けましたか。健診は生活習慣病などの早期発見、早期治療に役立ちます。検査結果が基準値内の人も健診結果をより有効に活用していきましょう。

判定結果の見方

結果通知書にある「健康診査判定」を見ましょう。

判定例

A	異常認めず	今回の健康診断では異常は認められませんでした。引き続き毎年健診を受けて下さい
B	要指導	生活習慣の改善と経過観察が必要です。保健師や栄養士の指導を受けましょう
C	要精検	詳しい検査が必要になりましたので、専門の医療機関を受診しましょう
D	通院継続	主治医の指示に従い、病気経過を見ながら日常生活を送りましょう

※判定の区分は各健康診査実施事業者によって異なります。

※判定結果に関わらず、何らかの症状がある場合には、速やかに医療機関を受診してください。

活用ポイント

① 検査数値の経年変化をみる

年に1度は健診を受け、各検査項目の数値がどのように推移しているかチェックし、自分のからだの変化を確認しましょう。また、健診結果は健康手帳やファイルに保管しておきましょう。

② 動脈硬化リスクの重複をチェック

検査項目1つずつ見るのではなく、複合的に検査項目をみて、肥満・高血圧・脂質異常・高血糖などの動脈硬化リスクが重複していないかを確認しましょう。

③ 検査数値の原因を自分なりに振り返る

自分の生活習慣を振り返り、検査結果が悪かった人はそれを改善し、よかった人はそれを継続するように心がけましょう。

④ 生活習慣の改善成果をみる目安になる

これまでの努力の効果を確認し、あらためて医師や保健師等に相談するきっかけになります。

⑤ 早期発見・早期治療・生活習慣を見直すチャンス

「要精検」と診断された方は、なるべく早く医療機関を受診しましょう。

健診は受けて終わりではありません。検査結果の異常や悪化は、不適切な生活習慣のあらわれともいえます。検査結果を参考に、早めの受診と日々の生活習慣の改善に取り組みましょう。また、がん検診で要精検（がんの疑いあり）の結果がでた場合には、専門の医療機関を受診し精密検査を受けましょう。

- 保健師・栄養士などの専門職が生活習慣改善のアドバイスを実施しますので、健診結果返却会や健康相談会にぜひ、ご参加ください。

参考：全国協会けんぽHP「健診結果の活用ポイント」

フレイル予防のための運動・活動

フレイルとは、加齢に伴って心と体の働きが弱くなってきた状態をいい、要介護状態になる前段階と位置付けられています。フレイルを予防するためには身体活動を見直し、改善していくことが大切です。

ちょっとした運動でも継続することが大切です。筋力の低下を防ぐことで、転倒・骨折で寝たきりになるリスクも低減できます。

● 今より10分多くからだを動かしましょう

目標は、1日合計60分。高齢の方は1日合計40分を目安に体調に合わせて。元気にからだを動かしましょう。

● 社会とのつながりをもちましょう

新型コロナウイルス感染症対策の「新しい生活様式」を取り入れながら、お友達とおしゃべりや食事をしたり、地域の活動に参加するなど自分に合った活動を見つけることも大切です。

フレイル予防のためのもう一步

「有酸素運動」+「頭の体操」で認知機能の低下を予防しましょう！

ウォーキングや簡単なステップなどの運動をしながら、じゃんけんやしりとりなどの認知課題を同時に行うことは、認知力のアップに効果的です。

「有酸素運動」

- ・姿勢や歩幅、腕振りなど正しいウォーキングを意識する
- ・足踏みなどのステップ



「頭の体操」

- ・右手と左手でじゃんけん
- ・しりとり
- ・たし算やひき算



参考：令和元年度食事摂取基準を活用した高齢者のフレイル予防事業 厚労省HP、フレイル予防 東京医師会HP

【問い合わせ先】 健康福祉課 健康づくり係 ☎ 0246-84-5205

年金事務所からのお知らせ

◆ 11月30日は「年金の日」です!! ◆



年金記録や年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか？

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることができます。

「ねんきんネット」のご利用方法等については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、お近くの年金事務所にお問い合わせください。



町民の皆さまへ

町の復興状況と今後の取り組み



変なご心労とご苦勞をおかけしております。加えて今年は新型コロナウイルスが猛威を振るい感染者の増加が未だに続いて収束が見通せない状況であり、日常生活にも影響を及ぼしています。しかし、いかなる状況下にあっても復興への手を休めることなく、数々の困難を乗り越え、復興を加速化しなければならぬと考えております。

町では、今年度も町政懇談会を県内外11カ所で開催して町の復興状況について町民の皆さまと対面しながらご説明をし、ご意見やご要望等を聴き取るべく準備を進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を第一に考慮して止む無く中止といたしました。

そのようなことから紙面を通してではありますが、町内の復興状況並びに今後の取り組み等について説明をさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以下町の復興状況、今後の取り組み等について掲載しております。町民の皆さまのご意見、ご要望をお聴きするために、記入用紙を同封しておりますので、ご意見、ご要望等をご記入いただき期限内にご返送いただきますようお願いいたします。

お寄せいただきましたご意見、ご要望等については、まとまり次第、回答等を町公式ホームページに掲載していく予定です。

長期にわたる避難生活大変お疲れさまです。東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故から間もなく10年が経とうとしています。が、町民の皆さまにおかれましては、今なお厳しい避難生活により大

和を行いました。さらに町内で双葉町役場コミュニティセンター連絡所を開所し、業務をスタートさせました。3月7日には常磐自動車道常磐双葉インターチェンジの供用が開始され、3月14日にはJR常磐線的全線開通など復興に向けて大きな一歩を踏み出しました。

・中野地区復興産業拠点について

「働く拠点」や「発信拠点」としての中野地区復興産業拠点の整備については、9月20日に「東日本大震災・原子力災害伝承館」が開業するとともに、10月1日に双葉町産業交流センター（FBICC）が開所しました。

1階のフードコートには双葉駅前にあった株式会社伊達屋の「ペンギン」が復活し、ハンバーガーやソフトクリームなどファストフードの懐かしい味を楽しむことができます。また浪江町の仮設商店街「まち・なみ・まるしえ」から移転、開業した立川商店の「せんだん亭」がなみえ焼そばを中心に、段階的に本格ラーメン、全国のご当地グルメなどを提供します。土産物屋・物産販売スペースには、株式会社マツバヤが「サンプラザふたば」として土産物などの物産や酒類などを、準備ができた次第販売する予定です。また大会議室、中会議室、小会議室、休憩室が備えてありますので、町民の皆さまにはつどいの場として、積極的にご活用いただきたいと思います。

2階のレストランでは、東双不動産管理株式会社が運営するレストラン「エフ」が福島県産品にこだわった日替わりの洋食、和食ランチをおすすめのメインメニューとし、デザートと飲み物を添えて提供します。その他サイドメニューも用意しております。

また、貸事務所には、2階から4階に地元企業を含め10社の企業が入居しております。

双葉町産業交流センターは、「東日本大震災・原子力災害伝承館」と現在整備中の「福島県復興祈念公園」に隣接しており、町民の皆さまや貸事務所に入居された企業、中野地区に進出する企業、伝承館への来訪者等さまざまな人々が行き交い、新たなイノベーションを創出することを目指しており、産業交流センターを中心に双葉町に賑わいを生み出し、双葉町の未来を創り上げていきたいと考えております。

町民の皆さまの一時帰宅の際や各種団体の会合等でもご利用いただけますのでぜひお立ち寄りください。利用案内については広報ふたば10月号でお知らせしておりますが、今後も町広報紙や町公式ホームページ、タブレット端末及びパンフレット等を活用して周知を図ってまいります。

また併せて、地元雇用の創出につなげるため、復興産業拠点内に立地いただく企業の誘致を進めておりますが、現在17件、22社との立地協定締結を行っており、さらに数社の企業との立地協定締結に向けての協議を進めているところです。

・双葉駅からの交通手段について

JR常磐線の全線開通や双葉駅新駅舎の開業を機に、公共交通によって訪れやすい、移動しやすいまちづくりを目指しています。そのため、3月13日よりJR双葉駅東口に多くの皆さまで共有してお使いいただく移動手段として、事前の会員登録と予約によって手頃な価格で自動車を借りられるカーシェアリングサービスを開始しております。

また、9月20日より共有で利用できる自転車サービス、シェアサイクルの利用も開始しております。専用サイクルポートをJR双葉駅東口と産業交流センター北面の2カ所に設置し、100円のデポジット方式により実質無料でお使いいただけます。さらに、双葉駅東口から中野地区を結ぶ交通手段としてシャトルバスの運行を開始したところであります。

・駅西地区生活拠点について

双葉町の将来像を先取りし、地方創生のモデルを示す「帰還したくなるようなまちづくりの実現」に向けて、令和4年春頃の居住開始を目指して双葉駅西側地区のうち4haを対象に、帰還者や就業者向け戸建て住宅32戸、集合住宅56戸を県が代行して整備し、標葉の谷戸に抱かれたフロンティア（開拓者）と共に育む「なりわい集落」として町民の皆さまが帰還できる、また双葉町に関心を持ち移住くださる方を集められる環境整備を進めてまいりたいと考えており、座談会の開催

などにより、町民の皆さまと共に検討を進めていく所存です。

・住民帰還に向けた取り組み

令和4年春頃の特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除を目標に、帰還環境の整備を進めているところですが、町民の皆さまの帰還・居住に向けて特定復興再生拠点区域全域の避難指示が解除された場合に、円滑に生活を再開できるよう、自宅の本格清掃や修繕、農地の管理、店舗や事業所等の事業再開に向けた準備作業を進めやすくするため、町民の皆さまの宿泊を可能とする「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」を、条件が整い次第、令和3年度のいずれかの時期で開始すべく検討を進めているところです。

また、国道288号の帰還困難区域の特別通過交通制度の適用については、特定復興再生拠点区域へのアクセス道路を確保するとともに、工事用車両等の交通を円滑にし、復興・復旧事業の迅速化を図るため地元や住民へのバリエードの種類やバリエード設置の意向を確認し、関係機関との調整を進めているところであります。適用時期については、関係機関との調整と準備が整い次第実施してまいります。

・特定復興再生拠点区域内の除染・建物解体について

特定復興再生拠点区域の555ha全域で地権者の同意が得られた箇所から順次解体及び除染が進められて

おりますが、環境省からは、町が目標としている令和4年春頃の特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除に向けては、当該地区全域の除染が完了するよう作業を進めていく方針が示されております。町としましては、特定復興再生拠点区域だけを復興・復興させるということではなく、まずは特定復興再生拠点区域から町の復興を集中的に進めた上で、今後の工事の進捗を踏まえつつ、引き続き特定復興再生拠点区域の段階的な拡張を国に強く要望するとともに、町内全域の帰還環境の確保・避難指示解除に向けた見通しや取り組み方針を早急かつ具体的に示していただくよう要望しております。

・復興シンボル軸について

令和2年7月17日に国道6号と県道広野小高線を結ぶ県道長塚請戸浪江線が供用開始となりました。国道6号から西側の約800m区間については現在、暫定供用となっており、また、JR常磐線のコ線橋の下部工、側道等の工事を進めており、令和3年度からJR常磐線コ線橋の上部工に着手する予定となっております。この工区より西側の長塚字原田地内から上羽鳥字大道地内までの約1.5km区間については、現道拡幅及び一部線形改良を行うため、現在、用地取得を行っており、今年度より工事に着手し、令和4年度の完成を目指しています。現在も通行は可能となっていますが、完成の折には、常磐双葉インターチェンジから

中野地区復興産業拠点までを一本でつなぐ基幹道路となり、産業交流センターや東日本大震災・原子力災害伝承館、復興祈念公園へのアクセスがさらに容易となります。

・農業再生の取り組みについて

特定復興再生拠点区域での農地除染が進捗しており、除染後、農地の保全管理により営農環境を整え、円滑な営農再開へとつなげていくため、保全管理組合の体制づくりを進めてまいります。今年4月には上羽鳥地区、下羽鳥・長塚地区で保全管理組合が設立され、6月末から農地の除草や耕起等の作業を開始しております。その他、中田地区、下長塚地区においても組織化を行ったところであり、三字地区では保全管理組合の立ち上げに向けて話し合いを進めているところです。

また、町民の皆さまが帰還後に野菜作りに取り組める環境整備の一環としての試験栽培が8月末から始まりました。両竹地区に3カ所、下羽鳥・長塚地区に2カ所、上羽鳥地区に2カ所の合計7カ所に実証用のほ場を設け、各地区の保全管理組合がそれぞれの実証ほ場に5品目の野菜を作付けしました。10月中旬頃から順次収穫して検査が行われ、今回の結果を今後の出荷制限解除や営農再開に向けた取り組みに活かしてまいります。

・県内で発生した除染廃棄物である除去土壌について

輸送開始から今年9月までに町内

各保管場を含む中間貯蔵施設全体へ輸送された総量は約892万㎡です。搬出元については、現在、浜通り、中通りの25市町村で輸送が行われており、すでに県内59市町村のうち26の町村の輸送が完了しております。環境省では県内に仮置きされている除去土壌等の令和3年度末までの概ね搬入完了を目指しております。

・生活サポート補助金について

避難されている町民の皆さまの生活を支援するため平成28年度から令和7年度まで10年間の「生活サポート補助金」事業を実施しております。9月末現在で平成30年度の受給率は94.24%、令和元(平成31)年度は84.15%、令和2年度13.74%となっており、未申請者への対策として、勸奨通知の送付、申請受付会の開催、個別訪問の実施、コールセンターからの架電など、引き続き、受給漏れのないように対応策を講じてまいります。

・高速道路無料措置と医療費の一部負担金等の免除

現在、高速道路の無料化の措置については、令和3年3月31日までの無料措置の延長となっております。

また、医療費の一部負担金等の免除やその他現在実施されている生活避難生活が継続限りこれらの支援措置が講じられるよう今後も国に強く要望してまいります。

・教育関係について

町立学校では、今年度、双葉南小学校が15人、北小学校が15人、中学校が12人の合計42人の児童・生徒、ふたば幼稚園が5人の園児で学校生活や園生活を送っております。4月13日から新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために臨時休校の措置を取りましたが、オンライン授業を実施しながら継続的に学習・生活支援を行い、6月1日から全面的に教育活動を再開しております。

今年3月4日に特定復興再生拠点区域内の立入り規制の緩和が実施され、町立学校施設等の除染も終了したことから、8月22日、23日の2日間、町内の小、中学校、幼稚園に残された私物の取り出しを行い、震災当時の児童生徒、園児と保護者などを含め209人が立ち入りました。今回の取り出しに参加できなかった希望者については今後取り出しを再度実施する予定です。

町内の学校施設等については、帰還人口の推移を見据えながら「魅力ある学校」を構築するため、学校施設を含め公共施設の復旧調査を実施し、調査の結果を踏まえながら学校施設等の「学校等施設の在り方検討委員会」を立ち上げ、活用方法について丁寧な議論を重ね利用可否について今年度中に方針を決定したいと考えております。

***** 「あなたとつながる、ふたば。」 *****

双葉郡フォトコンテスト開催のお知らせ

一般財団法人福島県電源地域振興財団は、双葉郡の「今」と「昔」をテーマにしたフォトコンテストを開催中です。

おひとり様何枚でも応募可能で、豪華景品も用意しておりますので、思い出の写真等を是非ご投稿ください。



フォトコンテスト概要

名 称	「あなたとつながる、ふたば。」双葉郡フォトコンテスト
対象地域	双葉郡8町村(双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、広野町、楡葉町、川内村、葛尾村)
実施期間	12月13日(日)まで
部 門	①リアルタイムふたば(今)部門 ②ふたばタイムカプセル(昔)部門
応募方法	①Instagram ②専用応募フォーム ③郵送
主 催	一般財団法人 福島県電源地域振興財団



【問い合わせ先】「あなたとつながる、ふたば。」フォトコンテスト運営事務局(株)エス・シー・シー

☎024-593-0500

令和2年度 個人事業税(2期)納税のお知らせ

個人で事業を営まれている方で、個人事業税の課税対象となる方へは、8月に納税通知書を発行しておりますが、2期分については、11月10日(火)に、納税のお知らせを送付する予定です。納期限は、11月30日(月)となりますので、忘れずに納めましょう。

なお、税務署へ所得税の確定申告書を提出された時期等により、納期が異なる場合があります。

※個人事業税とは、県内で、個人で事業を営まれている方について、税務署に提出した所得税の確定申告をもとに課税される税金です。

【問い合わせ先】

相双地方振興局 県税部課税課事業税チーム
☎ 0244-26-1126

相馬税務署からのお知らせ 令和2年分年末調整等説明会 開催中止のお知らせ

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び参加される皆さまの安全を考慮し、例年実施していましたが年末調整等説明会につきましては開催を中止することとしました。

ご不便をお掛けいたしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、年末調整に関する各種情報については、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」に掲載しております。

また、年末調整に関する動画(年末調整のしかた、法定調書の作成と提出)を国税庁インターネット番組Web-TAX-TVに掲載しておりますので、ご不明な点等ございましたら、そちらをご覧ください。

【問い合わせ先】 相馬税務署法人課税第一部門

☎ 0244-36-3942

12月10日は人権デーです

法務省人権擁護局及び全国人権擁護委員連合会では、12月10日(世界人権宣言採択日)の「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、各地で世界人権宣言の意義を訴えるとともに、人権尊重思想の普及高揚を図るための行動を計画しているところであります。

福島地方法務局及び福島県人権擁護委員連合会では、12月4日から10日までを「第72回人権週間」とし、当該週間を中心に積極的な啓発活動及び相談活動を行います。

また、人権週間に限らず電話相談を実施しておりますので、悩み事がありましたら下記のダイヤルにお電話ください。秘密は守られます。相談は、人権擁護委員及び法務局職員が対応しますので、お気軽にご相談ください。

- みんなの人権110番 ☎ 0570-003-110
- 子どもの人権110番 ☎ 0120-007-110
- 女性の人権ホットライン ☎ 0570-070-810

(相談時間：年末年始を除く平日、午前8時30分から午後5時15分)

【問い合わせ先】 福島地方法務局 人権擁護課 ☎ 024-534-1994

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の実施について

福島地方法務局と福島県人権擁護委員連合会は、11月12日(木)から11月18日(水)までの7日間、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間として、夫・パートナーからの暴力やストーカーなど女性をめぐる様々な人権問題の解決を図るため、電話相談の取り組みを強化します。秘密は守られます。相談は、人権擁護委員及び法務局職員が対応しますので、お気軽にご相談ください。

期 間 11月12日(木)～
11月18日(水)までの7日間

時 間 午前8時30分から
午後7時まで

ただし、11月14日(土)と11月15日(日)は午前10時から午後5時まで
電話番号 0570-070-810 (全国共通ナビダイヤル)

強化週間の期間以外の日(年末年始・土・日・祝日を除く)においても、午前8時30分から午後5時15分まで、相談に応じていますので、ご利用ください。

【問い合わせ先】 福島地方法務局 人権擁護課 ☎ 024-534-1994

双葉町社会福祉協議会

～ 11月 健康運動教室・サロン開催のお知らせ ～

こころとからだの健康のため、運動不足を解消しましょう。参加をご希望の方は、事前申し込みが必要となりますので、下記お問い合わせ先へご連絡ください。

● 健康運動教室

会 場	開催日	時 間	問い合わせ・申込先
南東北総合卸センター 2階第6会議室 (郡山市喜久田町卸1丁目1-1)	①第1、3水曜日 ②第1、3木曜日 ③第2、4木曜日 のいずれか	13:30～14:30	郡山事務所 ☎024-973-5291
福島市老人福祉センター2階研修室 (福島市仁井田字ハツ割川原3)	11月17日(火)		

● 社協サロン

会 場	開催日	時 間	問い合わせ・申込先
白河市中心老人福祉センター (白河市北中川原313)	11月10日(火)	10:00～11:30	郡山事務所 ☎024-973-5291
富岡町役場いわき支所多目的集会施設 (いわき市平北白土字宮前8)	11月12日(木)		本部事務局 ☎0246-84-6725

環境省 福島地方環境事務所からのお知らせ ～中間貯蔵施設について～

◇ 中間貯蔵工事情報センターについて

- ▶ 中間貯蔵施設の様子をバスでご覧いただく見学会を月1回実施しています。
11月は27日(金)を予定しています。見学のお申し込み・お問い合わせは、中間貯蔵工事情報センター(☎0240-25-8377)までお願いします。

◇ 輸送について

- 双葉町内中間貯蔵施設の受入・分別施設等への輸送の状況は下記のとおりです。
・2020年度は、599,534m³搬入しています。(2015年からの累計は2,521,177m³) ※10月13日現在

◇ 保管場及び陳場下交差点の放射線監視

- ▶ 空間線量率の測定により、除染土壌等の搬入による周辺への影響は見られないことが確認されています。
今後もしっかりと安全対策及び放射線の監視を行ってまいります。
- ▶ 中間貯蔵施設及び周辺モニタリングの結果については、以下のJESCO(中間貯蔵・環境安全事業株式会社)のHPで公表しております。
(URL) <http://www.jesconet.co.jp/interim/operation/monitoring.html>



【問い合わせ先】福島地方環境事務所 中間貯蔵部 中間貯蔵総括課 ☎024-563-1293

犯罪被害者週間

犯罪被害にあうということ。家族や大事な人が受ける痛みや心の傷について、今一度考えてみてください。ひとりひとりが寄り添う心を持ち、理解することで、地域・社会に思いやりの輪を拡げましょう。

- 週 間：11月25日(水)から12月1日(火)まで
- 詳しくは、福島県警察ホームページ(<http://www.police.pref.fukushima.jp>)をご覧ください。

【問い合わせ先】福島県警察本部県民サービス課 ☎024-522-2151

消防署からのお知らせ

秋の全国火災予防運動

11月9日～11月15日

全国火災予防運動とは？

火災が発生しやすい時期を迎えるに当たり、火災予防の意識を高めることで、火災の発生を防止し、尊い命を守るとともに財産の損失を防ぐことを目的とした運動です。

まずは3つの習慣から始めましょう！

- ① **たばこ**のポイ捨ては、絶対にやめましょう。
- ② **ストーブ**は、燃えやすいものから離れた位置で使いましょう。
- ③ **ガスこんろ**などのそばを離れるときは、必ず火を消しましょう。



**火事と救急は
119番**

< 消防署連絡先 >

- ・浪江消防署 ☎0240-34-4111
- ・富岡消防署 ☎0240-22-2119



事業主の皆さん、労働保険の加入手続はお済みですか

11月は「労働保険適用促進強化期間」です。

正社員、パート、アルバイトなど、雇用形態にかかわらず、一人でも労働者を雇っている事業主は、労働保険（労災保険・雇用保険）に加入する義務があります。

詳しくは、福島労働局総務部労働保険徴収室（☎024-536-4607）または最寄りの労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

福島県最低賃金が改定されました

福島県最低賃金 800円（時間額）（効力発生日 令和2年10月2日）

最低賃金のポイント

- ・最低賃金は、常用・臨時・パートタイマー・アルバイトなどの名称にかかわらず、すべての労働者に適用されます。
- ・使用者（事業者）は、最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。
- ・最低賃金には右の賃金は算入されません。

※精皆勤、通勤、家族手当
 ※時間外、休日の割増賃金及び深夜手当
 ※臨時に支払われる賃金、1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金

【最低賃金に関する問い合わせ・ご相談】

福島労働局労働基準部賃金室 ☎024-536-4604 またはお近くの労働基準監督署へ



厚生労働省福島労働局委託事業「福島雇用促進支援事業」



福島広域雇用促進支援協議会からのお知らせ

【求職者向け】行くしかない!! 就職面接会 in 浪江

【予約優先制・参加無料・履歴書不要】

実は面接会が就職への近道♪ 求人票には載っていない魅力が聞ける!

★応募書類キットのプレゼント ★証明写真の無料撮影あり

●日 時… 12月12日(土) 【第1部】 10:30～12:00 【第2部】 13:30～15:00

●会 場… 浪江町地域スポーツセンター(双葉郡浪江町権現堂下馬洗田5-2)

●参加企業… 全20社(企業の詳細はホームページをご覧ください)

●定 員… 各部40名

●予 約… 12月3日(木)まで(電話またはホームページから先着順となります)

※詳細はホームページをご覧ください。



【求職者向け】就職相談

あなたのサポーターがここにいる! 就職活動についての悩みや不安を相談してみませんか?

●日 程… 11月26日(木) 13:00～15:00 お一人20分程度

●会 場… 南相馬市役所 1階 会議室(南相馬市原町区本町2-1)

●定 員… 先着5名(要予約)

●締 切… 11月25日(水)



【求職者向け】自分再発見セミナー

性格傾向から職業マッチングをします。自分の強みを再発見し、一步を踏み出す機会にしましょう!

●日 時… 12月8日(火) 13:00～15:00

●会 場… 浪江町地域スポーツセンター 1階 会議室(双葉郡浪江町権現堂下馬洗田5-2)

●定 員… 先着10名(事前申込制)

●締 切… 12月4日(金)



共通事項 ※会場において感染症予防対策を講じて開催します

【問い合わせ先】 ホームページ [働きたいネット](#) で検索

福島広域雇用促進支援協議会 福島統括窓口(福島市中町4番20号 みんなのビル202号)

☎ 024-524-2121 FAX 024-524-2125



双葉の風が、より
全国に避難されている皆さんから寄せられた
お便りの一部をご紹介します

【俳句】 題 故郷・双葉

- 一 原発の廃炉かぶさる秋の霧
- 二 晩秋の雲影低く誘へる
- 三 李白詩の墨の香匂ふ秋座敷
- 四 小鳥くる己が流浪に似て渡る
- 五 被曝の町夕立一氣に洗ひ去る
- 六 立入り禁止のわが家佇む秋嵐
- 七 秋草に埋もれ故郷十三夜
- 八 避難地に囃子轟く里神楽
- 九 わが余生幸として裏木戸金木犀
- 十 秋うらら教育叙勲賜れり

鎌田 益實(三字)

【文芸】

- 川柳・コロナ禍 三密守り 今日も暮れ
・影見えぬ 新型コロナ 逃場なし
俳句・長月の 風に揺られて 稲穂垂れ
里謡・猛暑続きもいつしか過ぎて
秋風涼し虫の声
・黄金波打つ 安積の平野
案山子見張るぞ 田の真中

今泉 禮子(長塚二)

【令和を迎えて】

- 令和元年古希とう節目の年迎う
昭和と平成をひたに生き来て
- 小抽斗より手巻き時計の出で来たり
細きバンドに亡き姑を恋う
- 帰還困難区域となりしわが池に
生き続けたる金魚ぞあわれ
- 鮫川の庭石のみが点々と
我が家跡に残されてあり
- 雨降れば青緑色にたたずめる
鮫川石を舅は愛でいつ
- 鶴岡に震度6とう地震ありて
電話をすれば母恙なし
- ペランダの野の花たちにご気嫌よう
今朝も声かく水をやりつつ
- タづけは窓の景色をまず眺め
厨仕事にスイッチ入れる
- ほっこりと白玉椿の開きたり
年ごと花の小さくなりぬ
- バスを降り君は競輪サテライトへ
われは美術館とそれぞれの秋
- 大そうじしたのと帰省の子に聞かれ
中そうじ位と笑いて答う
- 真白なる庄内平野にロール状の
俵雪見ゆ五つも六つも
- 高過ぎず低過ぎずこの三階の
住まいに慣れて人にも慣れて



鈴木 育子（長塚一）

【随想】続「貯蓄より投資へ」

年末も近づき避難生活も間もなく10年目に入りますが、故郷への想いは深まるばかりでございいます。

「故郷は遠くにありて想うもの」有名な格言でございいますが身に染みる感じでございます。株式投資を始めてから、かなりの年月が経過いたしました。銘柄は「本田技研」で年4回の配当を楽しみにしておりましたが、現在は確定日を気にせずリスク管理を徹底しています。

その理由として近年は国際情勢が激しく変動し、「マーケット」はその影響を受けて価格の変動も大きいので、8月以降は日々購入・売却を行い「リスク管理の徹底」に留意しており、その成果は徐々に表れ、本年度の年間取引ではようやくプラスマイナス・ゼロに近づき安心していきます。

また現在は、過去に経験したことがない低金利の時代でもあり、投資へのチャンスかも知れないので、これからも続けてまいります。

しかしながら、株式の「配当金」や「売買益金」には20%もの高額な課税額が課されますので、これが株式投資への大きな障害でもあります。これが10%位に減額されれば、株式への投資が増加し、企業の「資金調達」も容易になり、GDPに貢献すると思います。政治家をはじめ、政府・財務省の方々の真剣な考慮をお願いしたいです。しかしながら一部の政治家の中には「金持ち優遇策」などと非難する方々もいらつしやいます。が、「認識不足」も甚だしいと言わざるを得ないのです。

菅内閣が目指す政治改革の一環として是非実行されます様に念願しております。

改革こそ「我が国の生きる道」であり、菅内閣の賢明な判断と行動に期待しております。

令和2年10月 古室 仁（浜野）

ご本人の希望により原文のまま掲載しております。

● 人のうごき10月分 敬称略

● お誕生おめでとうございます

氏名	生年月日	保護者	行政区
石井 那幸	9月 7日	俊久・あゆみ	細 谷

● お悔み申し上げます

氏名	年 齢	死亡日	行政区
櫻本ナツイ	90	9月12日	長塚一
渡邊 進	91	9月15日	三 字
中野 政廣	99	9月16日	長塚二
鏑 治子	66	9月17日	新 山

連絡のついた方で、了承の得られた方のみ出生、死亡の方の名前を掲載しています。

なお、掲載を希望しない場合は秘書広報課までご連絡ください。

秘書広報課 ☎0246-84-5202

丑 (ウシ) 年生まれの皆さん、広報ふたばに新年の抱負を掲載しませんか

- 掲載号：令和3年1月号
 - 文字数：300字程度
 - 原稿締切：11月30日(月)
- ※顔写真が1枚必要となります。

寄稿してくださる方には、原稿用紙をお送りします。詳しくは下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】秘書広報課 ☎0246-84-5202

✉ hisyo-koho@town.futaba.fukushima.jp

● 双葉町民の避難状況 (令和2年9月30日現在)

※平成23年3月11日時点の住民基本台帳人口から死亡者を引き、出生者と転入者を加えた人口を示しています。

- ・福島県内に避難されている方 4,025人
- ・福島県外に避難されている方 2,788人

記録として次の世代へ
ふるさと

絆通信

第91号



ずっと、ふるさと。双葉町。



双葉町を忘れない

平成23年3月11日に発生した東日本大震災、そして東京電力福島第一原子力発電所の事故により、私たち双葉町民はふるさと双葉町を離れ、今もなお全国に分かれて避難生活を送っています。

先のない不安な生活の中で、町民の皆さんが毎日どのような思いで過ごし、ふるさと双葉町への思いを抱き続けているのかを、皆さんの声をお聴きしながら「ふるさと絆通信」として連載していきます。

そして「ふるさと絆通信」を通して、皆さんの双葉町への思いと心の絆がより一層深まることを期待いたします。



「ふるさと絆通信」で

あなたの想いを伝えてみませんか。

ふるさと絆通信では、避難されている皆さんへ想いを伝えていただける方を募集しています。

避難生活での活動や日々の生活の中で感じていること、ふるさと双葉町への想いをこのコーナーでお話ください。双葉町民の方ならどんなでも結構ですので、ご連絡をお待ちしています。

株式会社鹿島印刷所（南相馬市）の記者が町民の皆さんの避難先を訪問し、インタビュー取材をさせていただきます。

掲載する文章は、その内容をもとに記者が作成しますので、インタビューをお受けいただいた方が文章を作成する必要はありません。

【問い合わせ先】 秘書広報課

☎ 0246-84-5202



しむら ともひこ
志村 知彦 さん

(三字)



●避難先●
長野県茅野市

都会暮らしの中で

都会のサラリーマン家庭に育ち、小学生の頃、父の海外転勤で約3年ほどロサンゼルスで生活したことを除いては、町田市や相模原市など、東京近郊のベッドタウンで生活していました。

学校を出てから、満員の通勤電車に揺られ自宅と都心にある勤務先を往復する日々を送っていましたが、コンクリートに囲まれた雑踏ではなく、自然に囲まれた生活に憧れを抱くようになりました。また、その頃、妻との出会いもありました。

結婚直後に双葉町へ

結婚後は、妻の住んでいた長崎県への移住も検討していましたが、できるだけ両親の近くにいたいとも考えるようになりました。

そうした中、仕事のリタイアとともに先に双葉町に移住していた妻の両親が「いい所だよ」と声をかけてくれました。そうした縁もあり、私たちも結婚後間もなく前田団地に入居し、町での生活をスタートさせました。

私は南相馬市内で、妻は大熊町内で働きながら、休みのときは自然の中で二人でゆっくりとした時間を過ごし、充実した日々を送ることができました。中でも、相双地方の海と山そして満天の星空は、都会育ちの私たちにとって、他に代え難い豊かさの象徴でした。

親しい地域のお付き合い

都会とは違った近所との接し方に戸惑いを感じたこともありましたが。初めのうちは、日頃のあいさつや回覧板をまわす程度でしたが、気がつくとお互いにお裾分けをしあったり、まるで、長年の知人・友人や親戚のように親しいお付き合いでした。

震災の半年前より団地の組長を務めていました。原発事故による避難では、団地内の移動が困難なお年寄り2世帯と共に町を離れ、それぞれ、川俣町の避難所と関東地方の親類のもとにお連れすることができました。そのうち避難所に送った方とは、後日、さいたまスーパードリーナを訪ねた際に再会し「息子が来た」と喜ばれたときには、無事を安堵したと同時に、胸にこみ上げてくるものを感じました。

町の姿は変わっても

現在、妻や私の両親とともに生活しながら、写真を撮るのとイラストを描くのが好きなことを生かして、グラフィックデザイナーの仕事をしています。

先月、前田団地の解体が始まるのを前に、約10年ぶりに双葉町を訪れました。地域の姿は大きく変わってしまいましたが、素敵な思い出をいただいた双葉町には、感謝の気持ちでいっぱいです。そして、これからは、デザインなどの得意分野を生かして、町の復興のお手伝いができればと思っています。



今月のベストスマイル

しあわせ金婚夫婦 表彰ご夫婦



相樂 光春さん (郡 山)
信子さん



山口 清一さん (三 字)
伶子さん



佐々木 親さん (鴻 草)
ツヤ子さん

連絡先

- いわき事務所

〒974-8212
福島県いわき市東田町二丁目19-4

☎ 0246-84-5200
FAX 0246-84-5212
✉ futaba@town.futaba.fukushima.jp
- 郡山支所

〒963-8024
福島県郡山市朝日一丁目20番2号

☎ 024-973-8090
FAX 024-933-5120
✉ fukushima@town.futaba.fukushima.jp
- 埼玉支所

〒347-0105
埼玉県加須市騎西36番地1 加須市騎西総合支所2階

☎ 0480-53-7780
FAX 0480-53-7266
✉ saitama@town.futaba.fukushima.jp
- コミュニティセンター連絡所 (午前9時～午後4時)

〒979-1471
福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西39-22

☎ 0240-23-0051
FAX 0240-23-0052
- 南相馬連絡所 (午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分)

〒975-0039
福島県南相馬市原町区青葉町2-26-2
(浪江町役場南相馬出張所内2階)

☎ 0244-32-1275
FAX 0244-32-1277
- つくば連絡所 (月・火・水 午前9時～午後5時)

〒305-0044
茨城県つくば市並木3丁目1 551棟

☎/FAX 029-854-7511

- 双葉町公式ホームページ
<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/>
- 双葉町公式YouTubeチャンネル
<https://www.youtube.com/user/futabakoho>

- 双葉町復興ポータルサイト
<https://www.futaba-fukkou.jp/>
- 双葉町公式ブログ「ブログふたばのわ」
<https://futabanowa.wordpress.com/>

